

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和6年6月26日(2024.6.26)

【国際公開番号】WO2023/063222

【出願番号】特願2023-554470(P2023-554470)

【国際特許分類】

H 0 1 M 50/559(2021.01)

H 0 1 M 50/109(2021.01)

H 0 1 M 50/153(2021.01)

H 0 1 M 50/545(2021.01)

H 0 1 M 50/184(2021.01)

H 0 1 M 50/586(2021.01)

H 0 1 M 50/593(2021.01)

H 0 1 M 50/591(2021.01)

H 0 1 M 50/119(2021.01)

H 0 1 M 50/56(2021.01)

H 0 1 M 50/548(2021.01)

H 0 1 M 50/181(2021.01)

H 0 1 M 50/188(2021.01)

H 0 1 M 50/169(2021.01)

10

20

【F I】

H 0 1 M 50/559

H 0 1 M 50/109

H 0 1 M 50/153

H 0 1 M 50/545

H 0 1 M 50/184 E

H 0 1 M 50/586

H 0 1 M 50/593

H 0 1 M 50/591 1 0 1

H 0 1 M 50/119

H 0 1 M 50/56

H 0 1 M 50/548 2 0 1

H 0 1 M 50/181

H 0 1 M 50/188

H 0 1 M 50/169

30

【手続補正書】

【提出日】令和6年4月3日(2024.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

貫通口を有する導電性の外装部材と、

前記外装部材の外側に配置されると共に前記貫通口を遮蔽する電極端子と、

前記外装部材と前記電極端子との間に配置された絶縁性の封止部材と、

前記外装部材の内部に収納された電池素子と、

40

50

前記外装部材と前記電池素子との間に配置された絶縁部材とを備え、

前記外装部材は、前記貫通口が設けられた窪み部を含み、前記窪み部では、前記外装部材が内部に向かって窪むように屈曲しており、

前記窪み部は、前記電池素子に対向する対向面を有し、

前記絶縁部材は、前記対向面を被覆していると共に、前記対向面に固定されている、二次電池。

【請求項 2】

前記絶縁部材は、前記貫通口を閉塞しないように、前記対向面よりも内側まで拡張されている、

10

請求項 1 記載の二次電池。

【請求項 3】

前記絶縁部材は、前記対向面よりも外側まで拡張されている、

請求項 1 記載の二次電池。

【請求項 4】

前記電極端子は、前記窪み部の内部に収容されている、

請求項 1 記載の二次電池。

【請求項 5】

前記外装部材は、

開口部を有すると共に前記電池素子を内部に収納する収納部と、

20

前記窪み部を含むと共に前記開口部を閉塞する蓋部と

を含み、

前記蓋部および前記収納部は、互いに接合されている、

請求項 1 記載の二次電池。

【請求項 6】

前記電池素子は、第 1 電極および第 2 電極を含み、

前記第 1 電極は、前記電極端子に対して電氣的に接続されており、

前記第 2 電極は、前記外装部材に対して電氣的に接続されている、

請求項 1 記載の二次電池。

【請求項 7】

30

前記外装部材は、扁平かつ柱状の立体的形状を有する、

請求項 1 ないし請求項 6 のいずれか 1 項に記載の二次電池。

【請求項 8】

前記外装部材は、金属缶である、

請求項 1 ないし請求項 6 のいずれか 1 項に記載の二次電池。

【請求項 9】

リチウムイオン二次電池である、

請求項 1 ないし請求項 6 のいずれか 1 項に記載の二次電池。

40

50